

第43回政策評価審議会（第42回政策評価制度部会との合同）議事録

1 日 時

令和7年6月24日（火）15時00分から17時00分

2 場 所

合同庁舎第2号館第1特別会議室（Web会議併用）

3 出席者

（委員）

市川晃会長、田邊國昭会長代理、伊藤由希子委員、岩崎尚子委員、亀井善太郎委員、
前葉泰幸委員、横田響子委員、深谷健臨時委員、岸本充生専門委員、平田彩子専門委員、
堀田聰子専門委員

（総務省）

富樫総務副大臣、長谷川総務大臣政務官、横田総務審議官、菅原行政評価局長、
阿向大臣官房審議官、中井大臣官房審議官、荒井総務課長、尾原企画課長、
渡邊政策評価課長、木村政策評価課専門官、山口評価監視官、山本評価監視官、
水間評価監視官、山崎評価監視官、山形評価監視官、木村調査官

4 議 題

- 1 会長互選、会長代理指名、部会の構成員指名、部会長指名、部会長代理指名、
ワーキング・グループの構成員指名
- 2 政策評価に関する取組状況について
- 3 今後実施する行政運営改善調査のテーマ案について
- 4 最近実施した行政運営改善調査の結果について

5 資 料

資料1 政策評価審議会名簿（令和7年4月1日時点）

資料2 公共事業評価ワーキング・グループの廃止について（案）

- 資料 3－1 令和6年度の実証的共同研究案件と令和7年度実施（予定）案件
- 資料 3－2 租税特別措置等の効果検証の整理
- 資料 3－3 令和6年度に実施したその他の実証的共同研究について
- 資料 3－4 効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン（改定案）
- 資料 3－5 令和6年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告
- 資料 3－6 政策評価制度の運用見直しの経緯と今後の課題について
- 資料 4－1 成年後見制度の利用促進に関する調査
- 資料 4－2 ひとり親家庭等の支援に関する調査
- 資料 4－3 盛土等による災害の防止に関する調査
- 資料 4－4 野生動物による被害防止対策に関する調査-クマの管理施策を中心として-
- 資料 5 行政運営改善調査結果概要（令和7年3月）
- 参考資料 1－1 政策評価審議会関係法令
- 参考資料 1－2 政策評価審議会議事運営規則

6 議 事 録

（尾原企画課長） 定刻前ですが、皆様おそろいですので、第43回政策評価審議会と第42回政策評価制度部会との合同会合を開会いたします。委員改選後初めての会合となりますので、会長が選出されるまでの間、便宜上、事務局が議事進行を務めさせていただきます。

事務的な御連絡となりますが、御発言いただく際は、卓上のマイクのスイッチをオンにした上で、マイクに向けて御発言いただき、御発言が終わりましたら、スイッチをオフにさせていただきますようお願いいたします。

本日は、大橋臨時委員、関専門委員は御欠席です。また、前葉委員、岸本専門委員、平田専門委員、堀田専門委員は、ウェブ会議システムにより御出席いただいております。なお、平田専門委員は、本日御都合により16時30分頃に退席される予定と伺っておりますので、御了承ください。

それでは、議題 1 の会長互選です。

去る 4 月 1 日付で、政策評価審議会委員、臨時委員及び専門委員の発令がございました。発令後の名簿はお手元の資料 1 のとおりです。

早速ですが、会長の選出を行います。政策評価審議会令第 4 条第 1 項の規定により、会長

は委員の互選により選任することとされております。適任と考えられる方を御推薦いただきたいと存じます。皆様、いかがでしょうか。

(岩崎委員) (挙手)

(尾原企画課長) 岩崎委員、お願いします。

(岩崎委員) 岩崎です。私から、会長には市川委員を御推薦させていただきたいと存じます。市川委員は、長年にわたる企業経験をお持ちであること、また社会経済について幅広い御見識をお持ちであるほか、地方制度調査会でも長年会長をお務めになられるなど、政府の重要政策の検討に参画をされ、困難な課題の取りまとめに当たられた実績をお持ちでいらっしゃると思います。そのため、市川委員が政策評価審議会の会長として適任と存じますが、いかがでしょうか。

(尾原企画課長) ありがとうございます。ただいま岩崎委員から、市川委員を御推薦いただきました。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(尾原企画課長) ありがとうございます。御賛同頂きましたので、市川委員が会長に就任されることとなりました。

それでは、市川会長から御挨拶をお願いいたします。

(市川会長) 御紹介ありがとうございます。市川です。ただいま御選任いただきましたので、一言御挨拶させていただきます。

今回から委員として参加させていただくことになりましたが、加えて会長という大役も仰せつかりまして、身が引き締まる思いです。ただいま岩崎委員から紹介いただきましたとおり、私は地方制度調査会の会長を、32次、33次と務めさせていただきました。

33次調査会で令和5年に答申させていただきました中に、DXによる地方公共団体の業務改革の推進や大規模災害等、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に対して、国、地方を通じて万全を期すための方策等が重要課題として示されました。本年3月に政策評価審議会で議論された令和7年度行政評価等プログラムにも、同じ認識に立った上での取組事項が盛り込まれていると認識しております。

また、岡前会長ともお話をいただき、政策立案者は、現場の声や住民の目線を重視し、丁寧の実情を把握することが重要との御認識であったと伺っておりますが、この点は私も同じ思いです。政策・制度を検討する上で忘れてならないのは、現場目線、住民目線であると思っております。

まだまだ経験不足ですが、これから政策評価審議会の御議論において、少しでもお役に立てれば幸いと考えております。経験豊富な委員の皆様の御協力を頂きながら力を尽くしてまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

(尾原企画課長) 市川会長、ありがとうございました。

では、以後の議事進行は、市川会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(市川会長) それでは、議事を進めさせていただきます。

本日は、富樫副大臣、長谷川大臣政務官にお越しいただいております。

最初に、富樫副大臣から御挨拶をお願いいたします。

(富樫副大臣) こんにちは。副大臣の富樫博之です。委員の皆様におかれましては、御多用の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

新たに市川委員が会長に就任されましたが、地方制度調査会の会長もお務めになられていたと伺っており、卓越した御知見と御経験をお持ちの市川会長に力をお貸しいただけることをありがたく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて政策評価審議会は、本日より、市川会長の下で新たな体制で御議論を進めていくことになります。今年度は、令和5年3月の政策評価に関する基本方針改定後の各府省の試行的取組などについて、振り返りと、更なる改善に向けた検討を行う年であり、また、行政運営改善調査については、各府省の政策の成果を上げる、政策を前に進めるために有益な情報を提供できるよう、引き続き取り組むこととしております。

政策評価と行政運営改善調査はいずれも、行政に対する国民の納得と信頼を高めていく上で大変重要な活動です。その成果が各府省の政策の改善につながることを御期待申し上げ、私の御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(市川会長) どうもありがとうございました。

続いて、長谷川大臣政務官から御挨拶をお願いいたします。

(長谷川政務官) 御紹介いただきました、政務官の長谷川英晴です。委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

富樫副大臣からもございましたが、新たに市川委員が会長に御就任されました。私からもどうぞよろしくお願い申し上げます。

先ほど市川会長から、地方制度調査会などにおいて、現場目線、住民目線が重要だという御挨拶がございました。この点については、私自身も千葉県で郵便局長を30年弱務め

させていただいた経験から、行政においても、少子高齢化などから生じる様々な課題について、現場や住民の皆様の声をよくお聞きしながら、有効な施策を講じていくことが急務であると実感しております。市川会長と同じ思いを持っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

そして、各府省の政策の効果を更に高めるという観点から、政策評価審議会の果たすべき役割は、今後ますます重要になっていくと認識をしております。市川会長を始め、委員の皆様から多くの有益な御助言を賜りまして、活発に御議論いただきますようお願い申し上げます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(市川会長) どうもありがとうございました。

それではここで、富樫副大臣、長谷川大臣政務官におかれては、ほかの御公務がございますので、これにて御退席となります。本日はどうもありがとうございました。

(富樫副大臣) よろしくお願ひします。

(長谷川政務官) よろしくお願ひします。

(市川会長) それでは議事を進めさせていただきます。

政策評価審議会令第4条第3項の規定により、会長代理を指名させていただきます。会長代理は、田邊委員にお願いしたいと存じます。

続いて、政策評価審議会令第5条第2項及び第3項の規定により、政策評価制度部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員並びに部会長を指名させていただきます。部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員については、ただいまお手元のモニターに投影されている資料のとおり御指名をさせていただきます。また、部会長は田邊委員にお願いしたいと存じます。

部会長代理の指名等は、田邊部会長にお願いいたします。では、田邊部会長、よろしくお願いいたします。

(田邊部会長) 部会長を務めさせていただきます田邊です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この政策評価審議会に関しては、比較的長い間携わらせていただいております。この評価というものを実質的に有効にするために、この期間にも様々な改革もしくは、制度の変更等に努めてきたというのが私の認識です。今後ともこういった有効な評価を可能にするようなフレームワークの構築に向けて努力してまいり所存ですので、皆様方、よろしくお願い申し上げます。

それでは、政策評価審議会令第5条第5項の規定によって、部会長代理を指名いたします。部会長代理は、岩崎委員にお願いしたいと存じます。

次に、公共事業評価ワーキング・グループの廃止についてです。お手元の資料2を御覧いただければ幸いです。

本ワーキング・グループについては、調査事項が一巡し、その後特段の点検の必要性が認められないことから、廃止したいと考えておりますが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

（田邊部会長） ありがとうございました。それでは、公共事業評価ワーキング・グループは廃止することといたします。

次に、政策評価審議会政策評価制度部会決定の規定により、部会に設置されている各ワーキング・グループに所属する委員、臨時委員及び専門委員については、ただいま画面に投影している資料のとおり、指名申し上げます。

私からは以上です。市川会長、続いてよろしくお願い申し上げます。

（市川会長） 田邊部会長、ありがとうございました。

事務局は、本日の会合の終了後、部会の構成員一覧等を追加資料として公表するようにお願いいたします。

それでは、本日は今期の第1回ということで、新任の委員もいらっしゃいますので、御出席の委員、臨時委員及び専門委員の皆様から、簡単に御挨拶を頂ければと思います。

まず、伊藤委員からお願い申し上げます。

（伊藤委員） 慶應義塾大学大学院商学研究科の伊藤由希子と申します。専門は医療経済学、社会保障ですので、政策評価の非常に大きな領域の一つかと思っております。できる限り自分の力の有する範囲で貢献できるように努めたいと存じます。よろしくお願いいたします。

（市川会長） ありがとうございました。

続いて、岩崎委員、お願いいたします。

（岩崎委員） 早稲田大学電子政府・自治体研究所研究院教授の岩崎尚子と申します。専門は電子政府・自治体、行政のデジタル化等について研究しております。よろしくお願いいたします。

（市川会長） ありがとうございました。

続いて、亀井委員、お願いいたします。

(亀井委員) P H P 総研、それから立教大学大学院の亀井です。どうぞよろしくお願いいたします。

(市川会長) ありがとうございました。

続いて、前葉委員。ウェブで御参加いただいております。お願いいたします。

(前葉委員) ありがとうございます。三重県津市長の前葉泰幸と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。現場最前線の実態をお届けさせていただくとともに、各府省の施策、政策が、地方公共団体ではどのように受け止められるのかという観点から、適切な発言ができるよう努めてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(市川会長) ありがとうございます。

続いて、横田委員、お願いいたします。

(横田委員) 株式会社コラボラボの横田響子です。よろしくお願いいたします。市川会長とは地方制度調査会でも御一緒させていただいております。政策評価に関して、最近は内閣府と法務省の政策評価に関する有識者会議に参加しておりますので、そういった観点も含めて、この政策評価審議会にも貢献できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは、深谷臨時委員、お願いいたします。

(深谷臨時委員) 臨時委員として本年度から参加させていただきます、津田塾大学総合政策学部の深谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。専門は行政学、公共政策論等になります。

(市川会長) ありがとうございました。

続いて、ウェブで御参加の岸本専門委員、お願いいたします。

(岸本専門委員) 大阪大学の岸本です。私は基本的に規制の影響評価に、制度が生まれた頃からずっと関わってきております。よろしくお願いいたします。

(市川会長) ありがとうございました。

続いて、平田専門委員。同じくウェブで御参加です。お願いいたします。

(平田専門委員) 東京大学法学政治学研究科におります平田彩子と申します。専門は法社会学でして、その中でも特に、現場行政と言いますか、地方公共団体を中心にインタビュー等を通じて研究してまいりました。微力ながらどうぞよろしくお願いいたします。

(市川会長) ありがとうございました。

続いて、同じくウェブで御参加の堀田専門委員、お願いいたします。

(堀田専門委員) 慶應義塾大学の堀田と申します。地域共生やケアリングコミュニティといったことを、研究したり実践したりしています。なかなか評価が難しい領域になります。が、政策評価そのものが専門ではないので、皆様から学ばせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(市川会長) ありがとうございます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題2に移ります。議題2は、政策評価に関する取組状況についてです。事務局から説明をお願いいたします。

(渡邊政策評価課長) 政策評価課の渡邊です。よろしくお願いいたします。

政策評価については、資料3-1から3-5までは、前回、3月の政策評価審議会以降の活動を御報告するものとなっており、資料3-6が、今後の議論のテーマについて御説明するものとなっております。

最初の活動報告については大きく三つに分かれており、1点目が、昨年度、各府省や地方公共団体と共に、実際の政策を題材に政策の効果検証を行った、実証的共同研究と言っておりますが、これが資料3-1から3-3になります。これらを反映した政策評価のガイドラインが2点目となり、これが資料3-4、それから3点目が、毎年度国会に提出している年次報告で、資料3-5となります。

資料3-1が実証的共同研究の全体を整理したものでして、昨年度は3件行っております。このうち最初の租税特別措置については、税制改正要望の際に事前に評価を行うことが義務付けられておりまして、私ども行政評価局も評価書の点検活動を行っている分野ということで、今後、効果検証の結果をどのように展開していくかという話にもなっております。そのため、まずは少し詳しく御説明をさせていただければと思います。

(木村専門官) 資料3-2に参ります。政策評価課の木村と申します。よろしくお願いいたします。

租税特別措置の効果検証ということで、まず1ページに参ります。この取組は、実は令和4年度から財務省主税局と一緒に実施していた取組でして、亀井先生にはいろいろと御指導頂きました。ありがとうございます。

目的としては、各租税特別措置の必要性を論じたものではなくて、各府省の担当者が効果検証を行う上での着眼点や留意点を示すことを目的とさせていただいており、ひいては政策の見直しや改善に役立てていただきたいと思いますと考えております。これらの取組は、与党の税制

大綱といったところでも、効果検証、EBPMという話が叫ばれておりますので、それに沿った取組とさせていただいております。

下の段の、実際の進め方、手順ですが、まず一つ目に、記述統計で現状を把握した上で、2番目として、可能な限り統計的な分析をさせていただきました。3番目として、そういった定量的な分析で測れない部分については、適用企業へのヒアリングを実施いたしました。

次のページに参ります。2年間で8本ほど効果検証させていただきましたが、それらを通じての左側が主な気づきと、右側が主な方向性で対応しております。

まず一番上ですが、定量的に分析する場合に必要なアウトカム指標が、必ずしも整理されていないものがありまして、右のほうの方向性としては、ロジックモデルの作成・整理をしながら、どのような部分に着目した分析とすべきか、どのようなアウトカム指標とすべきかという点に注意して取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

二つ目ですが、今日、各府省の皆様も御参加、傍聴されていると思うのですが、租税特別措置の効果検証をする上で一番重要なのが、租税特別措置が適用されている事業者を特定することです。しかし、把握するようなツールやルートがない場合もございましたので、そういった特定が困難となった場合があります。

方向性としては、そういった適用事業者を規模や業種のバイアスがないような形で、一定程度分析に必要な数のサンプルサイズまで特定できるように取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

三つ目ですが、効果分析に必要なデータがなかなか整備されていない、それから公的統計データも、効果検証に必要なアウトカム指標が項目として存在していたり存在していなかったりしました。

右のほうの方向性としては、事前の仕込みが必要というお話でして、フィージビリティの問題もございますが、将来の効果検証を見据えて、必要なアウトカム指標がきちんと取得できるように、適用事業者からどのように報告を求めるかや、公的統計のデータに項目追加するといったことを考えていきたいと考えております。

四つ目ですが、気づきのところで、データの限界や職員の分析スキルの限界等もございましたので、出てきた結果も制約や限界があったこともございました。

右のほうの方向性ですが、限界があったとは言いながら、基礎的な統計分析でも一定程度の状況は把握可能でしたので、まずはできる限りの記述統計から自分たちで状況を把握した上で、そこからできるだけ簡単な形の分析を実施しながら、可能であれば、最終的には因

果推論的な統計分析に取り組んでいただきたいと考えております。

最後ですが、データ・数値では分からない部分については、しっかりヒアリング等を通じて状況を把握していく必要があると考えております。

3 ページ以降、ここから各府省の担当者向けの細かい話になりますので、割愛させていただきますが、特に4 ページ、1 回ロジックモデルを作ってデータ分析するまで、一本線ではなくて、行きつ戻りつを繰り返してしっかり取り組んでいくことが重要です。

5 ページは、実際に分析する上での必要な有益な P I C O D A のフレームワークがございいますので、特に C、何とどのように比較するのかであったり、O のアウトカム部分、しっかりアウトカム指標を特定することが必要であると考えております。

以降は、次、7 ページですが、租税特別措置の関連のデータとして幾つかございまして、実績報告書や計画書、公的統計の個票データなど、いろいろ使えるものを使いました。しかし、それぞれ実績報告書などでしたら、使った事業者がしっかり特定できるのですが、計画書であれば、手を挙げたところまでは分かる一方で、実際に使ったかどうかまで分からないということもございいますので、その辺りを工夫して使っていく必要があると考えております。

8 ページですが、幾つか諸外国の状況も見えてまいりました。上半分が一般的な統計データ、下半分が税務データと言われるもので、それぞれ集計されたマクロデータでありまして、下のほうが個票情報等の個別データという分け方をしております。特にアメリカの一番下の税務データを見てみますと、I R C という法律に基づいて、特定の政府機関は特定の統計分析に必要なデータにアクセスできることになっていますので、そういった状況が日本とは少し異なっていると感じた次第です。

最後に24 ページですが、先ほどの租税特別措置を特定するようなデータの種類の幾つかございいますという点ですが、繰り返しになるのですが、租税特別措置の適用事業者を特定することが一番重要ではある一方で、それらを把握するようなツールが、半分ぐらいがない租税特別措置がございました。そのため、まず効果分析の上では、そういった点をしっかり特定できるように改善することを目指すことが重要であると考えております。

以上です。

(渡邊政策評価課長) 続いて、その他の活動報告については時間も限られておりますので、ごくかいつまんで御説明をさせていただきます。

実証的共同研究は3 件ございましたが、ほかの2 件は地方公共団体と実施したものでし

て、資料3－3にお示しをしております。

一つは、1ページ目を御覧いただければと思いますが、広島県の府中市と実施したものでして、駅周辺の公共施設や飲食店における子育て世代の利用者の増に向けて、特典付きのチラシを配布して、人流データ等を用いて、その効果分析を行ったものです。利用者の増や認知度の向上につながったことが確認できたものとなっております。

もう一つが、3ページ目になりますが、これは埼玉県を始めとする複数の地方公共団体と実施したもので、地方の学力調査のパネルデータを用いて、学力の伸びと非認知能力の関係などを分析したもので、特に自己効力感との強い関係が確認できたものです。

以上が、昨年度の実証的共同研究についての御報告になりますが、これらの事例は、資料3－4としてお手元に分厚い資料をお配りしておりますが、この効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドラインの中の、効果分析の手法や、事例をまとめたパーツに入れ込む形で改定をしております。

例えば先ほど申し上げました租税特別措置については、149ページ以降に、指標の考え方や、取得すべきデータ、個別の税制の分析事例などを収録しております。

以上がガイドラインの御報告になります。

次に、資料3－5ですが、これは令和6年度の政策評価の実施状況について、毎年度国会に報告しているものです。

制度官庁である総務省の取組と、各府省の実施状況についてまとめたものでして、2ページ目が総務省の取組についてまとめたものですが、この内容は既に昨年度、この政策評価審議会で御報告したものが中心となっております。

3ページが政府全体の評価の実施状況をまとめたものでして、左上にございますように、昨年度全体で2,400件ほど実施されております。うち、その表で申し上げますと、研究開発から租税特別措置等までの5分野が、事前評価が義務付けられている分野になりますが、これらを含めて869件に対し事前評価が行われております。そして、事後評価のほうが、各府省が所管する主要な政策分野、いわゆる一般分野と言っておりますが、その評価の220件を含めて、全体で1,540件となっております。

これらは右にございますように、事前評価であれば、法令改正や税制改正要望などに反映していただいております。事後評価であれば、施策の改善や予算要求等に反映していただいているという状況です。

この報告書については6月3日に国会に提出して、先週、18日に参議院の本会議において

も、総務大臣からの報告聴取と質疑が行われたという状況です。

以上が最近の活動報告になりまして、続いて、資料３－６を御覧いただければと思います。これが新体制の下での政策評価審議会でも御議論いただきたいと思っているテーマです。令和４年度に政策評価審議会の中でも、政策評価制度の運用の見直しについて御議論いただきまして、それを受ける形で、令和５年の３月に政策評価に関する基本方針の見直しを行っております。

このときに、それまで統一的な評価書の様式を用いて行っていたものを、運用を柔軟化して、各府省の政策の特性に応じた評価のやり方を模索していってもらう形に、大きく制度運用を見直すと同時に、①から③にございますように、政策効果の把握・分析や、意思決定過程における活用を強化することに取り組みました。それと併せて、制度官庁である総務省としても、各府省の政策評価の取組を後押ししていくことを、この政策評価に関する基本方針の中で目指していたという状況となっています。

これを受けて令和５年度以降、各府省で試行的取組として、各府省それぞれの政策の特性に応じた評価のやり方を、今、試行錯誤してもらっているという状況です。総務省からは、その各府省に対して伴走支援を行ったり、先ほど申し上げたような実証的共同研究を実施したりしておりまして、それらで得られた知見を、先ほどお手元に配付したようなガイドラインとして整理して提供するといったことも行っております。

今年度は政策評価に関する基本方針の見直しから３年度目となりまして、間もなく夏になりますと、また各府省からも新たな政策評価書が出てまいります。そこで一旦、政策評価に関する基本方針で目指した①から③のような観点から、各府省や総務省の取組を振り返ってみて、運用上の課題や各府省のニーズを把握・整理した上で、各府省の取組を後押しするような、更なる方策が考えられないかといったことを検討してまいりたいと思っております。

今日はお時間も余りありませんので、別途、政策評価制度部会やワーキング・グループを中心に議論を進めてまいりたいと思っておりますので、是非御協力をお願いいたします。

政策評価に関しては以上です。よろしくお願いいたします。

(市川会長) ありがとうございました。

それではただいまの説明について、御意見、御質問などを頂戴したく存じますが、いかがでしょうか。皆様から一通り御発言いただいた後、事務局からまとめて回答を頂きたいと思っております。

それでは、伊藤委員、お願いいたします。

(伊藤委員) 御説明ありがとうございます。資料3-2にございます租税特別措置の効果検証について、コメントを申し上げます。もうこれは一昨年度からの継続案件ですので、繰り返しのものも含まれますが、どうぞ御勘弁ください。

こちらの租税特別措置について、今回の総務省の効果検証というのは、租税特別措置そのものの是非を問うものではなくて、飽くまでその効果検証を効果的に進めるための地ならしと言いますか、どのようなデータが必要で、どのような方法で効果検証すべきかを問うということです。その目的は大変結構ですし、是非積極的に進めていただきたいと思います。やはり租税特別措置は1回の金額がだんだん大きくなってきておりまして、特に最近は税額控除などで数兆円の控除も出ております。

目下、減税をせよなどいろいろ議論がある中で、どのようなところが特別措置によって、所得税、法人税等の減免を受けているのか、事業所をきちんと特定できることは最低限必要なことではないかと思っております。それがなければ、やはり適用を受けた事業所とそうでない事業所を区別するだけでも、非常に手間がかかります。そういう意味では、どの事業所にどのような措置が適用されたのかということが、どのような租税特別措置であれ、適切に迅速に把握できるようなデータベース化と言いますか、データベース化と言いますと少し重く聞こえるかもしれませんが、そういった情報が迅速に取れるようにすべきと考えます。

私自身も社会保障の研究の案件で、医療機関への租税特別措置として、経費の算入をみなし、つまり概算で、できる特別措置があるので、それを受けている適用事業所の数を国税庁に聞いたときに、数は分からないと言われて、いや、適用事業所のリストをもらうわけではなくて、数を聞いているだけなのです、それでも分からないのでしょうかと言ったら、やはり地方国税局でそれぞれ対応している案件なので、集計ができていないという回答を得て、数も分からないのかと愕然としたことがございます。ですので、やはりこういったことが国民が最低限知るべき情報として整えることは重要なことかと思えます。

それと、資料3-2の7ページに、効果検証に必要なデータの種類の、公的統計の個票データについて、総務省として取得可能であるが、二次利用の申請が必要と書いていて、これもやはり手続的には目的外利用になるのですが、ほかの府省が取っている個票データを総務省が政策の効果検証のために使うのに、同じ府省内で二次利用の申請をしなければいけないのも、さすがに手間がかかるのではないかと思います。

もちろんやみくもに個票データを取得するわけにはいかないと思いますが、一定程度こ

の利用が簡便になるような、例えば会計検査院等であれば、予算、決算の検証として、こういったデータを義務的に提出してもらえるとという権限があるので、それと同じとまではいきませんが、一定程度簡便化が必要ではないかと思います。

やはりそもそも論として、減税等の措置を受けるということは、その減税を受けた事業所自体に、一定の挙証責任があると考えられると思いますので、24ページでしょうか、そういった報告書が全くないということが少なくともないように、各府省に徹底していただきたいと思っております。

私からは以上となります。

(市川会長) ありがとうございました。

それではほかに。亀井委員、お願いします。

(亀井委員) 御報告ありがとうございました。私も、先ほどもお話がありましたが、幾つかの評価について途中関わらせていただいて、大分手法も宣伝してきたし、さらに言えば、今、伊藤先生からもお話がありましたが、データを収集する上での様々な課題があるという点も、正直、まだこのレベルなのかという部分は多々ありますが、そういうものを明らかにすることも評価の大きな役割だと思いますので、こういったものがしっかりと進められたことは、大いに評価をしたいと思います。

またさらには、これをこの評価部局だけではなくて、現場においてどのように使われるのかという点についても配慮されていて、渡邊政策評価課長から御紹介いただいたマニュアルもそうですが、こんなことができたらしちんとできるのではないかと、というような点が並行してしっかりと進められていることは評価をしたいと思います。

ではこの後なのですが、これも先ほど資料3－6を通じてお話があったわけですが、やはりそういったものが政府全体で広がっていかなければ意味がない。例えば、政策評価についてはこの政策評価審議会という場で大きな議論がされるわけですが、各府省、各部局が持っている審議会において、そういった手法を使ったものが実際に実践されているのかどうか。

何かこちらで評価だけでやっているのです、いや、うちの省は知りません、うちの局は知りませんということが、ややもすればないかということを考えていったときに、先ほど現場とよくコミュニケーションを取ってというお話が渡邊政策評価課長からもありましたが、やはり現場がどこで引っかかっているのか、実際のところそれは余りやりたくないのかといった点も含めて、現場で実際に大きな政策の意思決定がなされるとき、資料3－6のめくったページに、意思決定過程での活用とありますが、このまさに意思決定過程で活用されて、

初めて評価は生きるわけですから、これをしっかり目指して、今後の評価の評価というものをしっかり進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは、ウェブの方は手を挙げていただいてもいいですし、ボタンを押して示していただいても結構ですが、いかがでしょうか。

それでは深谷臨時委員、お願いします。

(深谷臨時委員) ありがとうございます。一言だけ政策評価に関する基本方針のところで関心を持ったのでコメント申し上げますが、政策効果の把握・分析機能の強化に関してはこれまでもたくさんの取組がなされていて、これに厳密に取り組んでいこうと思うと、やはりさらにミクロにどんどんやっていくことになるのかもしれませんが。

そのほうが厳密なものが出てくるのだと思いますが、他方で先ほど亀井先生の御指摘もありましたが、意思決定過程における活用の推進という観点から、ここで関心が持たれるのは、必ずしもミクロなものとは限らない側面もありそうです。政策形成のフェーズで各府省がどのように関心を持つかという点ですが、①政策効果の把握・分析機能の強化と②意思決定過程における活用の推進の整合性をどのように確保していくかという点は、知識生成と知識利用は恐らく違うフェーズだと思いますので、評価の全体像を考える上では、そこをつなげるといったことが重要かと考えております。

以上です。ありがとうございます。

(市川会長) ありがとうございます。

それでは、横田委員、お願いします。

(横田委員) ありがとうございます。各府省で府省ごとの特徴を生かしながら、今後の政策評価のやり方を今工夫していただいているところです。これからその点を取りまとめいただいたり、共有いただいたりということをおっしゃっていただきました。私は、3月までは内閣府の、昨年からは法務省の政策評価に関する有識者会議にも参加させていただいてまして、本当に府省で進め方が全く異なるのだというのを感じております。

また、我々のガイドラインに沿って、各府省で、どのように改善していくか、評価の評価にならないようにするといった点は非常に工夫いただいているので、府省ごとの良い点を是非一覧化して共有いただきたいと思います。先日参加した法務省の政策評価に関する有識者会議では、しっかり取組の効果をデータで把握し、今後の政策に生かしていくかを、非常にロジカルに一気通貫で説明いただいていた状況ですので、こういった取組がより広

がらばと感じております。

以上です。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見等ございますでしょうか。ウェブの委員の方、よろしいでしょうか。

(岸本専門委員) 発言していいですか。岸本です。

御説明ありがとうございました。私は規制を中心に見ていて、全体を余りきちんとキャッチアップできなかったのですが、規制のところでも度々問題になるのは、いわゆるプロポーシヨナリティという問題で、比例性とも言うのですが、要するにこういった分析・評価に関して、社会へのインパクトが大きいものほど詳細に、あるいは優先順位をつけるといったことが、なかなかできない、難しいという印象を持っています。E B P Mのような話も要するに、データが得やすいものや簡単なものから取り組んでしまうといったことがよくありがちで、限られたリソースを使って評価をするというときに、やはり社会へのインパクトが大きいものから順番に、あるいはその大きいものに対してリソースをたくさん費やして詳細に分析するといった、プロポーシヨナリティについて、これはなかなかどのように運用するかというところでいつもつまづいてしまう印象があるのですが、何かうまくその辺りの大きな考え方を、こういう機会に少し確認して、運用していってもらえたら良いと思います。

以上です。

(市川会長) 岸本専門委員、ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

それでは、現状までの御意見に対し、事務局から個別に御回答をくださいますようお願い申し上げます。

(木村専門官) ありがとうございます。伊藤先生から頂いた租税特別措置の部分を私から説明させていただきます。三つの御意見を頂きました。

まず今回、その必要性という点を議論していなくて、最終的に使った適用企業を特定するためのデータベースがあると良いというお話でした。私も先生がおっしゃるとおり、そういったところに、評価する側、効果検証する側もしっかりアクセスできるようなことが望ましいとは考えておりますが、かといって国税データは機密情報の塊でもございますので、そことのバランスをどのように考えていくのかというのは、一つ議論があると思います。少なくとも法人番号だけでも特定できれば、各種公的統計と連結して分析に使うことができるので、そういったところをまずは目指していくのが最初かと考えております。

二つ目、二次利用についてです。我々総務省が政策評価で使うときでも、そういった申請が必要という点に関しては、簡便に手続できればそれにこしたことはないのですが、今総務省でも、政策統括官（統計制度担当）のほうで、その辺りのスピードアップを図っておりますので、引き続き行政全体として考えていきたいと思っています。

最後、24ページの使った事業者を特定できるツールがない。それは事業者に立証責任があるというお話ですが、これもしっかり簡単に特定できればいいのですが、何千件、何万件と利用している、適用事業者を特定するに当たって、例えばそれを何とか地方経産局や、何とか地方整備局などに、一気に提出するということになると、それだけで職員のフィージビリティの問題もありますので、そこをどのように考えるかというのが一つあると思います。例えばそこで何かデジタル基盤を活用して、ここの租税特別措置を使った会社、法人番号だけでも手を挙げてもらうような形で、機械的に集約できるような形があれば、一つ改善につながるかと思っていますので、そういった点を考慮して、今後は進めていきたいと考えております。

以上です。

（市川会長） ありがとうございます。

（渡邊政策評価課長） すみません、私からも。

亀井先生、深谷先生、横田先生から御意見を頂戴しました。やはり評価のための評価であってはならないというのはまさしくそのとおりで、どのように政策の改善、事業の改善につなげていくかがまず重要だと思いますので、まず評価を実施する主体である各府省に、どのように使ってもらうか、どのように政策の改善につなげてもらうかについて、きちんと取り組んでもらう必要があります。そのため、この3年間で政策評価に関する基本方針の見直しをして、実際どのようであったのかといったことは、これからきちんと検証してまいりたいと思いますし、そのときに何かネックがあるのであれば、それは見直しをしていきたいと思っています。

さらに、各府省の様々な取組がここ2年間でも行われていて、このガイドラインの中でもいろいろな工夫事例をお示しして、共有させていただいておりますが、こういった今年度の検証作業の中でもまたそうしたものが出てきた場合は、再度各府省のほうにもいろいろ還元していければと思っています。

最後に、岸本先生からお話いただいたテーマは、非常に難しいテーマかと思っています。規制のほうではいろいろ簡便な評価のやり方などを考えていただいたりしておりますが、

政府全体の一般分野などいろいろなところで見たとときに、やはり各府省からも、もう少し何かメリハリをつけて、評価の対象を絞り込むなどといったことができないかといった声も聞こえてまいりますので、そういったものも今後いろいろ検討していく中では、視点の一つとしてあり得るのかと思っております。

事務局からは以上です。

(市川会長) ありがとうございます。事務局から付け加えること等、ほかによろしいでしょうか。

ただいまの事務局の回答に対して、何か追加で御質問、御意見等ございますか。それでは、岩崎委員、お願いいたします。

(岩崎委員) ありがとうございます。岩崎です。今回の政策評価制度の運用見直しの経緯と今後の課題という点については理解いたしました。

1点、統計データのアクセス権の問題や、データ収集の方法についてなのですが、少し参考にさせていただいたのが、8ページ目にあります諸外国のデータの活用状況です。こういった点について日本と国際比較等しますと、例えばアメリカでは税務データへのアクセスが可能ですか、国によって非常に違いがあるかと思っておりますので、こういった点が今後、日本への何らかの示唆があるかどうかといった点の御検討も引き続きお願いできればと思います。

以上です。

(市川会長) ありがとうございます。事務局からよろしいでしょうか。

(木村専門官) ありがとうございます。アメリカ、それから欧州諸国を見ておりますと、先生がおっしゃるとおり、一番下の段に書いており、税務データの個票データ、機密データの部分については、大分進んでいる状況ではあると思っておりますので、今後どのようにすべきか、これを踏まえて検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

(市川会長) ありがとうございます。

それでは続いて、議題3に移りたいと思います。議題3は、今後実施する行政運営改善調査のテーマ案についてです。それでは、内容について事務局より御説明いただきます。

(山口評価監視官) 担当監視官の山口と申します。成年後見制度の利用促進に関する調査について御説明いたします。

まず調査の背景ですが、成年後見制度は、認知症の高齢者、あるいは障害者などの権利擁護を図るための仕組みとして、平成12年に始まった制度であります。国では、利用促進法を

制定して、基本計画を定めて、その利用促進を図っております。

市町村は、市町村計画を策定することが努力義務となっております。制度が始まって25年が経過して、その利用者は25万人に上る制度になっておりますが、利用者を市町村別に見ますとばらつきが大きい状況になっていて、特に利用率が低い市町村では、利用ニーズが相対的に満たされていない可能性があると考えております。

ただし利用率が低くても、人口構成やほかの福祉サービスでカバーしている可能性もあるため、一概に不十分とは言えないことに留意が必要かと思っております。今後、身寄りのない高齢者の増加が見込まれる中で、制度を必要とされている方が確実に利用できる仕組みとしていくことが必要であると考えております。

こうした中で、資料の左下、現状ですが、まず利用促進法では、地域ニーズへの的確な対応を基本理念の一つに掲げておりますが、利用ニーズを把握している市町村は半数以下となっていて、また、利用者が直接裁判所に申し立てることができる仕組みであるために、市町村が利用の全体像を把握しにくい構造になっております。

また市町村の推進主体として、いわゆる中核機関が想定されていますが、これを設置している地方公共団体は約7割、設置されている場合でも、その活動実態は様々となっております。さらに制度の運用のためには、市町村と家庭裁判所との連携が不可欠ですが、必ずしも十分に連携できていない現状も見られる中で、想定される課題としては、市町村が利用ニーズや利用実態などの全体像を十分に把握できていないのではないか、中核機関に多様な役割が求められる中で、その役割が十分に発揮できていないケースがあるのではないか、行政と司法との連携に課題があるのではないか、といったことが考えられます。

こうしたことを踏まえ、調査の方向性としては、市町村による利用ニーズや利用実態の把握状況、中核機関の体制や活動内容、市町村と家庭裁判所との連携に当たっての課題といった点を調査したいと考えております。この調査結果については、令和9年度から国の次期計画が始まりますので、そちらに反映されることを想定しております。

私からの説明は以上です。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは引き続いて、事務局から御説明をお願いいたします。

(山本評価監視官) 評価監視官の山本と申します。資料4-2が、ひとり親家庭への支援に関する調査になります。この御説明をさせていただきたいと思います。

まず、我が国の相対的貧困率の状況ですが、併せてこの資料の参考1を御覧いただければ

と思いますが、全般的に低下傾向にあるものの、黒が国民全体で、赤がこどもの相対的貧困率、黄色がひとり親世帯の相対的貧困率になるのですが、依然としてひとり親については高い状況になっております。

資料本体に戻りまして、そのひとり親の御家庭に対しての支援としては、国としては四つの柱の下、いろいろ取り組んでいまして、子育て・生活の支援や、就業の支援、養育費の確保の支援、また経済的な支援など、こういった四つの柱の下で様々な支援メニューを準備しております。

ただ、これは参考4も御覧いただけたらと思いますが、こういった様々なメニューが掲げられているのですが、緑の丸囲みのところを御覧いただくとお分かりになりますように、利用したことがない、そのうち制度を知らなかったと、そういった回答がかなり高い状況です。

資料本体に戻りまして、そういった中、どのような制度であっても、やはり届いていなくては意味がないので、今回の調査では、なぜ周知しているのに伝わっていないのか、支援につながっていないのか、その辺りの要因を探りまして、個々の状況に応じた必要な支援を届けるにはどのような形がいいのかを探っていくというのが今回の調査の目指すところです。

現状のところを御覧いただきたいと思いますが、例えばひとり親になられたとき、離婚や死別などいろいろございますが、その際に地方公共団体との接点を持つといった意味では、戸籍の窓口で届出などを受け付けている部署があります。その手続の際に、その部署がひとり親支援窓口などにつなげていくという連携ですが、そこが十分にできているかどうか。

想定される課題のところも併せて見ていただきたいのですが、少し話を聞いてみますと、やはり個人情報の扱いについて少々懸念がという話もあったりしますので、そういったことから、実務上の課題があるのではないかという点を探ってみたいということと、もう一つ、現状のところを御覧いただきたいと思いますが、ひとり親家庭に対する経済的な支援以外の支援の利用状況も先ほど御覧いただいたように低い、あるいは認知状況も低い状況があります。ここについて、課題として考えられるのは、いろいろ地方公共団体で御苦労いただきまして、周知などにも取り組んでいるのですが、もしかしたらひとり親家庭の受け止め方との間にギャップがあるのではないかという点も、探ってみたいと思っております。

また現状のところにも一つ書いてありますが、地方公共団体の中には、いろいろ工夫していただいて、例えば児童扶養手当の申請のときに丁寧に面談やアンケートを実施したりして、個々のニーズを把握して情報を届ける、あるいはオンライン相談などを実施しているところもあります。しかし、想定される課題のところにも書いてありますが、やはりそうはい

っても相談の対応について、時間的な制約などひとり親家庭においてはいろいろありますので、その相談の対応が、アクセスやニーズの面からギャップがあるのではないかと考えており、その辺りを探ってみたいと思っております。

そこで調査の方向性ですが、地方公共団体が今どのような形で周知や相談など、いろいろ取り組んでいるのか、あるいはそこにお住まいのひとり親はどのように受け止めているのか。今回の調査ではそれをアンケートや、あるいはインタビューなどを実施して、対になるように調査をしていきまして、ボトルネックになっている部分を特定して、こういうやり方があるのではないかとということ、地方公共団体の後押しになるようなことを見いだしていきたいと思っております。

以上です。

(山崎評価監視官) では続いて、資料４－３、盛土等による災害の防止に関する調査について、私から御説明させていただきます。担当監視官の山崎です。

盛土に関しては、先生方も御記憶に新しいかと思うのですが、令和３年７月に静岡県熱海市で大雨が降って、それに起因して盛土が大規模に崩れて、人的にも物的にも甚大な被害が出たことがございました。

それをきっかけとして、全国の盛土を総点検しようということで、３．６万か所を点検しました。その結果、516か所、必要な災害防止措置が確認できなかったといった結果が出ております。

法制度の面で申し上げますと、盛土はこれまでは、いわゆる都市計画や、農地開発、林地開発、それぞれの関連の法令、あるいは地方公共団体の残土条例などといったものに基づいて、スポット、スポットで規制がかけられている状況でして、結果として、規制がかかっているエリアもあれば何の規制もかかっていないというエリアもありました。そこはやはり隙間なく規制をかけたほうがいいだろうということで、盛土規制法という新しい法律が作られて、令和５年５月に施行されました。

この盛土規制法ですが、令和５年５月に施行されて、規制の実施主体は基本的には都道府県になるわけですが、その都道府県のほうで、施行後２年以内にそれぞれの都道府県内で区域を指定した上で新しい規制をかけていくといった立てつけになっております。まさに令和５年５月から２年ということで、先月から本格運用が始まったという地方公共団体が大部分であるといった状況です。

そういった動きの中で、各地方公共団体において、こういった新しい盛土規制法も含めて、

様々な関係部局、先ほど申し上げた森林もございますし、農地もございます、それに都市計画もございます。そういったいろいろな部局が連携して、既にある盛土、あるいはこれから新しくできてくる盛土に適切に対応することが求められてくるわけですが、やはり関係者が多くなると、なかなかそういったものに対応していくのに難しさがあるのではないかといったことが、この調査の企画をした契機です。

下のほうの現状のところに参りますが、我々のほうで関係府省や幾つかの地方公共団体に、先行して少しヒアリングをしてみました。その結果、先ほど516か所必要な措置が取られていなかったということを申し上げましたが、その516か所が、その後、今どのような状況になっているのか、どのように改善されてきているのか、全体像が余り見えていない状況であったというのが、まず一つございました。

さらに、地方公共団体レベルに話を聞いてみて、実際にどのようなことを実施しているのかを聞いてみますと、やはり自分の域内にある、もう既にある盛土について、それぞれがどれぐらい危ないのかといったことや、これはある程度様子を見ていても大丈夫など、そういったリスクの評価がなかなかスムーズに進んでいない、あるいはそういったものがある程度進んでいたとしても、その結果に係る情報が必要な関係者に十分に共有されていないといった事例も見られました。

ここで言う必要な関係者というのは範囲が広くて、まず都道府県の中でいろいろな部局で連携してということを申し上げましたが、そういう本来連携をして取り組んでいくような部局に情報が行っていない、あるいは都道府県の中で「あるところに盛土がありました」という情報が、その盛土がある市町村になかなか伝わっていない、さらに言えば、例えばこの盛土は非常に危ないとなったときに、その周辺の住民にそういった情報がなかなか行っていないという事例も聞かれたという状況です。

そういったことを踏まえますと、想定される課題のところですが、そもそも516か所あると申し上げたものも含めて、危ないかもしれない盛土の解消のための対応がどれぐらい進んでいるのだろうかということもありますし、仮にある程度手こずっているという話ですと、やはりその地方公共団体の中で何らか課題を抱えているのではないかと。それは先ほど申し上げた連携やリスク評価という点もありますし、その他かもしれませんが、そういった課題を抱えているのではないかとというのが一つ想定されます。

さらに、情報の共有という面で申し上げますと、そういった必要なところに情報が行っていないとすると、ある盛土に起因して何か事が起こったときに、迅速に動けないといったこ

とが起りかねないことも、課題として想定されます。

そういったことを受けて、最後、調査の方向性ですが、先ほど申し上げたその516か所が、そもそも今どのような状況になっているのかという全体像を見つつ、実際の地方公共団体でそういった対応に向けて、どのようなことに取り組んでいて、どのような点に困っているのかということを知りたいと考えています。当然その情報の把握や情報の共有という面でも、どこまで連携をして取り組んでいるか、どこまでその情報を共有しているか、そういったことも探りたいと考えております。

聞いてみた結果、地方公共団体によっては、当然、ある程度うまく円滑にできているところもあるけれど、なかなか動かなくて困っているところもあると思いますので、そういったものは、進んでいるところがどのような工夫をしているか、あるいは国としてもっとこのように手を差し伸べたほうがいいなどといったものをうまくまとめて、全体の対応を後押ししていきたいと考えております。

加えて、先ほど盛土規制法は令和7年の5月から、大部分の地方公共団体では本格運用が始まったばかりということをお願いしましたが、中には、ある程度先行して区域を指定した上で、運用している地方公共団体もございますので、そういったところにも話を聞いて、こういう点を工夫した、あるいはこういう点に少々手こずったという話を集めて、全体的に円滑な運用が進むような、役に立つ情報を提供していければと考えております。

私からは以上です。

(山形評価監視官) 続いて、資料4-4に基づいて、野生動物による被害防止対策に関する調査について御説明を申し上げます。担当評価監視官をしております山形と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

野生動物の被害は、「鳥獣被害」と言ったりもしますが、一言で鳥獣被害と言っても、鳥獣の種類によって被害の内容や対策にも様々あるわけですが、ここではサブタイトルにも書かせていただいたとおり、「クマの管理施策を中心として」とさせていただきたいと思っております。

調査の背景のところを御覧いただければと思いますが、クマに関しては、昨今クマが人の生活圏に出てくるとして、人身被害が増えており、令和5年度に人身被害の件数が過去最高になったのは記憶に新しいかと思います。

それから二つ目の四角に書きましたが、これまでの鳥獣被害対策に関する施策の大きな動きを若干おさらいさせていただきますと、もともと鳥獣保護法というものがございまし

たが、平成26年の法改正によって、鳥獣保護管理法となり、「管理」というワードが追加になりました。ここで鳥獣の保護に加えて、管理が法的に位置付けられました。

このときは、鹿とイノシシが全国的に増え過ぎて、農作物被害が甚大になってきたため、米印の1番で下に小さく書かせていただきましたとおり、指定管理鳥獣ということで鹿とイノシシが指定されまして、集中的、広域的に管理をするという位置付けになったのですが、先ほど申し上げたとおり、令和5年に今度はクマが大量出没したことを受けまして、令和6年度にはクマも指定管理鳥獣に追加されました。

ちなみにクマに関しては、米印の2番に小さくつけておきましたが、今年4月には、クマが人の生活圏に出てきたときに、市町村長の判断で銃猟が可能となるという法改正が行われました。この秋の施行に向けて、今急ピッチで準備が進んでいるという状況にあることを御紹介させていただければと思います。

この背景の下、現状のところを御覧いただければと思うのですが、クマの施策を講ずるに当たっては、まず大前提として、生息状況の調査が必要になるわけですが、クマは県境を容易にまたいで行動するわけです。ですが、それぞれの都道府県で個別に調査をしている状況にございます。本来広域の生息状況を把握するためには、各都道府県が連携をして、同じタイミングで、同じ手法で調査することが求められるわけですが、なかなかそうはいっていないという状況にございます。

その右側の想定される課題にも書きましたが、クマ施策の前提となる生息状況、そして被害状況を広域的に把握した、その情報が少ないために、適切に個体数の把握をして、あるいはそれに基づいて、個体数、そして捕獲数、そういった目標を定めて管理していくといったことがなかなか難しい状況で、苦慮しているのではないかと想定をしています。

この辺りは、国からもガイドラインを示していますが、どのように目標個体数を定めてどのように捕獲数を定めるかといったことは、示しておりませんので、そういった国からの技術支援、そしてまた都道府県間の連携のバックアップをするという点が、国に求められているのではないかと想定をしております。

続いて、現状の二つ目の丸にも書いたのですが、これはクマ以外にも言えることですが、特に地方部は、捕獲の担い手は猟友会が中心になりますが、その担い手の数が減っている、そして高齢化が進んでいます。また、三つ目にも書きましたが、地方公共団体の職員の側も体制に限界があります。こういった状況で、生息数が増加したり、あるいは生息域が拡大したりしている状況になかなか追いついていない状況があって、施策の検討にも御苦勞され

ているのではないかという状況です。

したがって、体制が脆弱な中で、人材育成をしたり、あるいは専門家を派遣したり、そういうメニューもあるにはあるのですが、想定される課題の真ん中辺りにも書きましたとおり、体制強化が難しい中で、古くから残っている仕事のやり方、捕獲許可の手続一つを取ってみても、非効率な部分が残っているようなところがありそうですので、そういった見直し、業務の効率化を進めることで、現場の負担が軽くなるのではないかと想定をしております。

こういった観点から、調査の方向性としては、クマを始めとして、管理施策をどのように実施しているのか、そして関係機関でどのような連携をしているのかを調査して、被害防止に役立つ方策を検討していきたいと思っております。

私からは以上です。

(市川会長) ありがとうございました。資料４－１から４－４まで御説明していただきました。

それでは委員の皆様から御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。それでは伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員) 御説明ありがとうございました。毎回重いテーマと言いますか、テーマに横断する点として、やはり少子高齢化で人口減少が進んでいて、世帯も多様化していて、こういうことが今後もっと深刻に起きるのではないかということが予想される点を踏まえると、こういう調査テーマを設定していただいていることに感謝申し上げたいと思います。

ただ、コメントとしては、どんどんこういったものの実態調査をするにも、やはり現場の負担がかかるという点がとても大きな問題となっております。例えば成年後見制度や、ひとり親家庭など、プッシュ型で支援したいと思うが、プッシュできる行政の担当者がいないと。そうするとやはり、これはもう根本的な課題として、どのような人を支援しなければいけないかということを把握するデータが、この国に十分でないという、根本的な欠陥に、そろそろ府省横断で着手しなければいけない時期に来ているのではないかと思います。

もちろん、個人情報をもどのように扱うかということは重要な点ですが、では、情報を守って人が亡くなっていいのかということを考えますと、やはり情報が適切に利用可能になることによって人を守れることのほうが、優先順位が高いのではないかと思います。やはりこういったテーマを糸口にして、例えば成年後見制度を適切に認知症の方に広げていくには、もっと裁判所と地方公共団体の連携が必要だということで、具体的にどのようなデータであつたら提供し得るのかということが議論されなければならないと思います。

それぞれの調査テーマでこういった調査をして課題を抽出していただくことは、もちろん大変重要なことですが、やはり背景にある根本的なデータの課題にも、踏み込んでいただきたいと思います。例えば成年後見制度は、利用者25万人で認知症の方を支えると言いますが、堀田専門委員がお詳しいですが、恐らく現状での認知症の方はこの20倍、30倍ぐらいはいらっしゃると思います。認知症の程度にもよりますし、財産の管理の必要性の有無にもよりますが、やはりもう少しこの体制を広げていかなければならないと思います。

よく経済学で合理的な個人の意思決定というものを想定しますが、その合理的に意思決定できる個人という存在が、もうほとんどフィクションになりつつあるぐらい高齢化が進んでいて、支える側の手間も考えながら、やはり誰かが誰かの意思決定を支援する仕組みが構築されなければいけないということを踏まえて、このテーマからあぶり出される、もっと大きな問題についても言及していただけるとありがたいと思っております。

以上です。

(市川会長) ありがとうございます。

それでは、ウェブで御参加の堀田専門委員、お願いいたします。

(堀田専門委員) ありがとうございます。今、伊藤委員がお話くださったことが最初にお伝えしたかったことであつたので、まず是非お進めいただきたいと思います。

その上で、資料4-1と4-2について、コメントしたいと思います。

まず、資料4-1の成年後見制度の利用促進ですが、これはちょうど3月に第二期基本計画期間の中間検証報告書(第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書)というものが、厚生労働省の成年後見制度利用促進専門家会議のほうで出ていますので、恐らくそれも連動して比較をしてくださっているものだと思っておりますが、特に調査の方向性で書いていただいている部分に関連して、この中核機関というものについて、そもそどのような役割や機能を果たすべきなのかということが十分明らかにされていないであるとか、望ましい機能を果たすためには運営がどうあるべきなのか、つまり先ほども御指摘があつた、提供する側のリソースも限られているということもありますので、そういったリソース、人の観点と財源をどのようにするのかといった点も指摘がなされています。さらに、これももう一つ先ほどの伊藤委員の御指摘と関連しますが、資料の真ん中のところに地域連携ネットワークにも触れていただいているのですが、そのネットワークの中でどのように個人情報扱われているのか、そのアクセスの範囲などといったことについても、是非調査をいただきたいと思います。

次に、資料４－２のひとり親家庭ですが、これも既に盛り込んでくださっているかと思うのですが、調査の方向性の中で、支援の周知と書いていただいています、やはり行政、あるいは支援機関の側は周知しているつもりだが、その情報が届いていないことが大いにあるかと思うので、効果的な周知のチャンネルのようなものについても、是非お調べいただくことが重要かと思います。加えて、テクノロジーの活用についても、これはひとり親家庭の支援に限らないことですが、やはり支援を必要とする方々が増えていく中で、ＡＩなども含むテクノロジーの活用をしながらという点が、極めて意義が高くなってきているところもあるかと思うので、そういった点も、好事例を収集する観点では是非お調べいただきたいと思います。

以上です。

(市川会長) ありがとうございました。

ほかに御意見等ございますでしょうか。それでは、岩崎委員、お願いします。

(岩崎委員) 岩崎です。ありがとうございました。１から４のテーマについて特に異論はございません。その上で少しコメントさせていただきたいと思います。

まず１点目ですが、調査テーマですが、政策評価審議会に私も長く関わらせていただいて、類似の調査があるのではないかと拝察していた次第です。例えば、外来種対策が2021年の政策評価審議会でも議論されており、このとき、当時はアライグマやヒアリ対策ということで、その当時も都道府県の連携や地方公共団体間の連携において、課題があったといったことを伺っています。

政策評価を、こういった点にも是非生かしていただきたいと思います、そういった過去の評価を是非応用できるのではないかという点を、一案として申し上げたいと思います。

２点目の盛土規制法なのですが、こちらの規制法ができた点が一步前進かと思っていますが、最近特に災害は非常に多く、何より人手不足が地方公共団体にもあるかと思うのですが、ここは先ほどの堀田専門委員からも御指摘があったように、是非テクノロジーを活用していただきたいと思います。

特に最近民間企業では、こういった災害の被害状況を把握するために、デジタルツインなどテクノロジーを活用しながら状況を把握し、シミュレーションできるようになっていますので、地方公共団体の調査のみならず、民間企業との協力も踏まえて、より高次の複層的な調査を期待したいと思っています。

以上２点、コメントとさせていただきます。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは、ウェブで御参加の前葉委員、お願いいたします。

(前葉委員) 市川会長、ありがとうございます。今ほど伊藤委員、堀田専門委員からお話がありました、資料4－1の成年後見制度のところで、少々市町村の立場で発言をさせていただきます。これは地方公共団体の立場から言うと極めて居心地の悪い感じのする話です。したがって、これは調査を始めていただくに当たって、最初の段階で、是非調査のスタンスに少々御留意いただきたい点を申し上げますので、よろしくお願いします。

まず、これはなぜ居心地が悪いかというと、通常の、例えば生活保護を市町村の窓口で申請してくださいという話とは、全く異なる政策なのです。三つ理由を申し上げます。

一つは、例えばこの最初に書いてあるように、認知症高齢者や障害者などの権利擁護を図ることは、市町村の現場において福祉で一生懸命取り組んでいることですし、結果として、高齢者や障害者の人権が守られなければいけないという観点で全力を尽くしているわけなのですが、この成年後見制度は、その手法の一つなのです。

したがって、いろいろなことに取り組む中で成年後見制度をうまく使っていますかという観点で、市町村を見ていただきたいわけで、成年後見制度だけがどのように使われているのか、市町村が、例えば現状の一番上にあるように、どの程度ニーズを把握していますかと言われても、それは高齢者、障害者の人権の尊重のために、成年後見制度を使わずともうまくいっている市町村もあるでしょうし、その辺り、飽くまでもこれは手法の一つだということを、まず念頭に置いていただきたいのが1点。

2点目は、これは地方の仕事ですか、国の仕事ですかという話です。これは、現場は裁判所であり、そして最前線は福祉の現場である市町村なのですが、私ども市町村に丸投げしていませんかという観点です。

市町村がこれに取り組むに当たって、国からどのような御指導を頂いているのでしょうか。国は、私たち市町村がこれを実際に利用促進のために汗をかくことに対して、どのような人的な措置、あるいは財政措置をなさっているのでしょうかという観点で、十分な国からの対応が取られていて市町村が取り組んでいないのであれば、市町村に問題はあるわけですが、今申し上げた前者の部分もきちんとこれは押さえていただいて、調査をしていただきたいというのが2点目です。

それから3点目、これは司法と行政の関係です。現状、3番目のところに書いてありますように、市町村と家庭裁判所との連携が必ずしも十分できていないと書いてありますが、こ

れは一言で言えば、本当にこう書いていいのでしょうかという考え方ですね。司法と行政ですから、これがもし国のレベルに行けば、司法である裁判所と行政である厚生労働省が連携していますかというとするわけないですね。するわけないことを、最前線である市町村に対しては、家庭裁判所と連携しなさいと、本当にそう言うのですかというのが極めて疑問です。相手は飽くまでも司法です。行政が家庭裁判所に何かこのような形で連携させてくださいと、お願いに行くのでしょうか。極めて疑問です。ということでこの制度は、最初に説明を伺って、今申し上げたような様々な、言わばポイント、突っ込みどころ満載であるので、恐らく調査としては非常に良い調査になると思います。大いに期待しております。

以上です。

(市川会長) ありがとうございます。

それでは、同じくウェブで参加の平田専門委員、お願いいたします。

(平田専門委員) ありがとうございます。平田です。私も、この資料4-1、そして資料4-2について、若干コメントがありましたので申し上げます。

成年後見制度についてなのですが、その調査の方向性の第1に、市町村による利用のニーズの把握と書かれているのですが、本気で利用ニーズを把握しようとしたときに、これはそんなに簡単なことではないと思うのです。

実際にこの調査のデータを獲得するのは、恐らく市町村にお願いする形なのかと思うのですが、中央として何かしら、例えばこういった対象の人々に対して、こういったデータを集めてくださいなど、具体的にこの利用ニーズの把握調査をお願いするときに、より具体的な調査の方向性を提示されないのでしょうか。潜在的ニーズのある市民がどこにいるのか分からないから、いろいろ周知を頑張っているのに、そのような状態で、ではどのようにして利用ニーズを把握しようとするのか、疑問に思いました。

ですので、少しその辺りの調査を進めるに当たって、この利用ニーズを把握してくださいとお願いする際に、では、どのように調査するのか、もう少し具体的な調査の仕方についても、コメントというか、記述があったほうがいいのかと思ったのが、この資料4-1についての私のコメントです。

4-2のひとり親についてなのですが、思ったことは、実際に支援に結びついた方々は、何をもってこの制度を知ったのかという点も同時に調べると、そこがもしかすると、一つの調査のポイントかと思って伺っておりました。

もちろん支援に行き着く方々とそうではない方々で、何かしらのシステムティックな違

いがあるのかもしれないのですが、ともあれ、どのような人たちが何を見たり何を聞いたりして、今の支援にたどり着いたのかというパターンも、同時に把握されるといいのかと思いました。

以上です。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは、先に深谷臨時委員からお願いいたします。

(深谷臨時委員) ありがとうございます。深谷です。

先生方の御指摘とも関連するのですが、一つは、全体に関わることもかもしれないのですが、ここで掘り起こそうとする利用ニーズとは何なのかという点です。潜在的な需要、いわゆる見えていない需要のようなものが恐らくたくさんあって、それをどのように掘り起こすのかというのは確かに大変な点なのだと思います。他方で、ここで言っているニーズは、恐らく社会側の需要に対して行政側が対応できるニーズ、いわゆる行政側としてこれはできますというニーズであって、これと潜在的な需要は必ずしも一致しているとは限らないのかもしれないかもしれません。結果として、見えてきた需要に対して行政側が全部対応できるとは限らないときに、ではあらためてここで掘り起こそうとする利用ニーズとはどこまでのものなのかということ、もう少し考える必要があるのかもしれない、という点が1点目です。

2点目なのですが、広報のようなことを周知していくのは非常に重要なアプローチだと思うのですが、これは必ずしも行政と1対1でなくてもよいのではないかと考えます。例えば、いわゆる知り合いであったり、ボランティア的にやっている方であったり、民間側から関わっている方であったり、いわゆるネットワーク的に対応できる方が社会の中にいらっしゃる可能性があって、そういったところから話が広がっていく可能性もあるのではないかと考えられますので、そこもやはり考えなくてはいけないのかと思います。

最後に、クマの管理施策とも関連するのですが、管理という言葉が出てきたときに、これは先ほど、行政側が対応できるニーズという言葉を使ったのですが、行政側が全て対応できるとも限らないときに、その対応のコストを考えるとということもやはり重要なのではないかと考えます。特に、こういった人材育成の難しさがある領域、いわゆる猟友会関係の専門的知識を持っている方々を育成していくのは非常にハードルが高いといったときに、どのようにその体制を整備していくかといった前向きな対応とあわせて、そのコストをどのように管理していくかも、やはり重要だと考えます。

(市川会長) ありがとうございます。

それでは、横田委員、お願いします。

(横田委員) ありがとうございます。私からは、成年後見制度と盛土についてコメントさせていただきます。

まず成年後見制度なのですが、20年ほど前ですが、一利用者として制度を利用させていただいたことがあります。非常にありがたい制度というか、これがなかったら、手続面等いろいろな面で非常に大変であつただろうと思っています。

現状記載いただいている中では、身寄りのない高齢者の方々が増加するということですが、恐らく成年後見制度は、親族の方か、あるいは身寄りのない方々は専門家に頼るという、大きく2区分があると思います。親族が対応する場合も、決してその本人が住んでいる市区町村にいない、どちらかというと遠方に住んでいる親族のケースのほうが多いのではないかと思います。

ですので、利用者の状況を考えたとき、地方公共団体では、恐らく遠方からわざわざそこに時間を使って申請に来ていることまでは、なかなか理解されていないと思うのです。そういった視点も含めて、今後の対応すべき手法の改善の中では、利用者の状況、遠方の方もいらっしゃることを視野に入れて御対応いただきたいと思っております。

盛土についてです。盛土規制法ができたことで、新たな盛土は生じづらいような状況にはあると思うものの発生も考えられます。今回516か所の措置をしっかりと詰めていただく中で、都道府県から市区町村へという情報の流れの話はあるのですが、新たな盛土の発見となると、発見方法は恐らくテクノロジーを使うか、あるいは市区町村側からそういった情報が入って、むしろ違った情報の流れになってくるかと思います。せっかく調査をするのであれば、双方向の情報の循環、伝達がなされるような仕組みになるかどうかという点まで視野に入れて、是非調査を行っていただきたいと思います。

以上です。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは事務局にお渡ししますが、平田専門委員が4時半に退出されますので、先に平田専門委員関連の点から御説明いただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

(山口評価監視官) 成年後見制度を担当しております山口です。先に平田専門委員の御指摘について、まずお答えをいたします。

平田先生からは、利用ニーズの把握は簡単ではないだろうというお話であつたかと思います。まさにここに現状が書いてありますが、利用ニーズへの対応が求められる中で、実際

にはなかなかそれができていないことが端的に示すように、そんな簡単なことではないのは、そのとおりだろうと思っております。

そもそもその成年後見制度自体の周知が十分にされていない可能性がある中で、利用してみたいですかと聞かれても、それは何ですかということになるわけであります。他方で、幾つか事前に情報収集をした市町村の中では、本人に必ずしもそういった形で聞くのではなくて、例えば地域包括支援センターのケアをしているような職員に対して、今お宅を利用している高齢者の中で、認知機能が低下していて、資産があって、将来的にこうした制度を使う可能性がある方は何人ぐらいいらっしゃいますかという形で、ニーズを把握しているような取組を行っている市町村の例もございました。

ですので、利用ニーズの把握がそもそも簡単ではないという前提に立ちながらも、他方で、これは前葉委員からも励ましのお言葉を頂きましたが、現状幾つか取材をしていきますと、各市町村では、利用ニーズもよく分からない、かつ誰が使っているかもよく分からない中で、いろいろなことに取り組みと言われて、目の前のお客様がどんどん増えてきて、人がいない中で大変御苦労されて、毎日業務に当たられている例もございました。

そういった中でここに書いておりますのは、先ほど調査のスタンスということで前葉委員からもありましたが、この現状の一つ目の丸に書いてあるのが、この制度自体が、そもそも構造的に直接裁判所に申し出て構わない制度・仕組みになっているものですから、何らか仕組みなり、あるいは国の支援なりでそういう部分を補充しないと、放っておいてもきちんとできるような仕組みには、構造的になっていないということではないかと思っています。

したがって、我々のこの成年後見制度の調査について、スタンスということ言えば、市町村ができていないのではないかということではなくて、できていないとすれば、それはもう少し何らか国のほうで仕組みなり支援を工夫しなければ、もう25年たって今こういう状況になっているので、その辺りのどこに課題があるのかを調べていきたいと思います。

特にここに記載されております、今申し上げたような地域ニーズへの対応という点、それから全体像の把握という点の、やはり全体像が分からない中で取り組んでいる、構造的な問題があるのではないかというお話があります。

次に、中核機関の話について言いますと、これは堀田専門委員からもございましたが、中核機関については厚生労働省の成年後見制度利用促進専門家会議でも重点的に議論がされていて、3月に出ている第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書にもかなり記載があります。そのため、当然これは踏まえつつ行うわけですが、我々が調べた範

困では、やはりこの成年後見制度の利用促進計画、国の計画に書かれている中核機関の役割・機能が非常に精緻に書かれている反面なかなか複雑で、様々なことを期待されている中で、市町村からすると何から取り組んでいいか分からない、あるいは何を重点にして取り組んでいいか分からないといった、やや困惑しているような部分も見受けられる中で、その実態を市町村にお伺いしながらどのような点に課題があるのかを調べていきたいと思っています。

最後に、司法との連携というお話について言えば、これは実際取り組んでいる例も幾つかございましたので、様々な側面で連携が可能であろうとは思っております。しかし、伊藤委員からもございましたが、まず、例えばデータの問題として、裁判所は成年後見制度の審判を行いますので、その全データを持っており、現状でも、一部市町村にそういったデータを渡しておりますが、それが市町村によっても結構違いがあることもあるようですので、そういったデータに係る連携ができないかどうか、あるいはそもそもその制度に結び付くかどうか、利用に結び付くかどうかといった相談の場面であったり、広報の場面であったり、様々な場面で司法と行政が連携する余地はあるのではないかと考えております。それは行政の得意分野、司法の得意分野、それぞれございますので、現場が全部対応しろということではなくて、そういった辺りの、例えばどのような場面で連携ができているのかといったようなことをもう少し国からお示しをするなど、そういった形で連携を推進する余地もあると考えております。

成年後見については以上です。

(山本評価監視官) 続いて、ひとり親の関係で、平田先生からまず御指摘の点からお答えさせていただきたいと思います。支援を受けている方はどのようなところで支援を知ったのかという点なのですが、御指摘のとおり、まさにそういう点も調べたいと考えております。これは先ほど堀田先生からの効果的な周知のチャンネルは何かという点と関連する話かと思いますが、ひとり親家庭の方は、例えばその属性、若いひとり親の方で子どもが小さい場合は、どのような行動様式で、そういう方々に対してどのような媒体がいいのかどうか、例えば紙やパンフレットよりはスマホから情報を取るのであればそれを使って情報を届けるほうがいいと思いますので、そういった点も含めて調べていきたいと考えております。

また、次の話として、伊藤先生や、堀田先生、あるいは岩崎先生から、人手不足の中でテクノロジーやデータをうまく使ってひとり親を把握して、情報を届けるほうがいいのではないかというお話だと思いますが、これについてもまさにおっしゃるとおりでして、国とし

でも、例えば、令和3年に定められたこども政策の新たな推進体制に関する基本方針や、令和5年のこども大綱の中でもこういったことが謳われていまして、待ちの支援から予防的な関わりを強化して、プッシュ型支援あるいはアウトリーチ型支援に展開していきましようということが言われています。具体的には、こどもや若者の家庭状況や、支援内容に関する、例えば教育や保育、保健、福祉、税情報といった様々な情報やデータを活用して連携させることによって、潜在的に支援が必要なところを特定して、早期に把握をして、プッシュ型で、アウトリーチ型で届けるということを目指しましょうということで、政府方針としては決まっております。

非常に良い取組だと思ひまして、実際、これに向けて今後進んでいくと思ひますし、こども家庭庁などは、今、実は実証事業も実施しておりまして、幾つかの地方公共団体と組んで、情報連携や、どのようなデータが必要なのか、あるいは個人情報等をどのように扱うか、どこの部局がどこまで触っていいか、あるいは最終的に支援が必要だとどこの部局が判断するかといった、司令塔のようなものとか、そのためには組織改編が必要かどうか、等々、当然のことながらシステムの整備も必要なのですが、こういった課題に取り組みながら一個一個進めている状況です。

ただ、これも一足飛びに1,700の地方公共団体全てがそれをできるかというとなかなか難しいもので、多くの地方公共団体は、やはりもともとの申請主義の中でいろいろ御苦労されているかと思ひます。そのため、今回はそういうことも認識しつつも、そういった地方公共団体を対象に、今の形の中で何ができるかどうか、周知の仕方も工夫できる部分はないかどうか、あるいは相談の体制も、どのようなアプローチがあるのかや、アクセスのしやすさがあるかどうかなど、そういった多くの地方公共団体が具体的にできるようなかつ参考になりそうで採り入れられそうなものを、一個一個の効果は小さいかもしれませんが、できることを少しでも取り組んでいただくことを念頭に調査を実施してみたいというのが目的です。

最後に、深谷先生から御指摘のありました全てのニーズに対して行政がそもそも対応できるかどうかです。ネットワークなども活用していくべきなのではないかという御指摘ですが、まさにおっしゃるとおりでして、これも取組として、例えばNPOとの連携で、NPOが現場で動いている中で支援するひとり親世帯を見つけた場合に地方公共団体や行政につなげるということを実施しているところもあります。そういった点も参考にしていきたいと思ひますし、全てが地方公共団体ばかりではなかなか難しいので、ネットワークと申しますか、どのような団体と連携できるのかも意識しながら調査をしてみたいと思っ

ております。

以上です。

(山崎評価監視官) 続いて盛土の関係です。御指摘頂いたのは、岩崎委員のテクノロジーを活用するという話や民間などの協力も含めてという話と、横田委員の市町村のほうから都道府県への情報の流れというお話であったかと思います。いずれも、恐らく既にある盛土に何か異常があったときに速やかに情報をくみ上げる、あるいは知らないうちに新しい盛土ができているといったものをいかに拾えるかという意味では共通した御指摘かと考えております。

幾つかの地方公共団体に聞いたときに、やはりそういうものは、例えば県庁の職員が交代でパトロールをして見ているところもあれば、どうしても人手が足りなくてそこまでできていないという地方公共団体もございました。そのような中で、まさに行政として、限られた体制で求められていることにどこまで応えられるかという意味でも、またそのギャップをどのように埋めるかという意味でも、深谷臨時委員の指摘とも関わってくると思うのですが、やはり工夫として、例えば委員から御指摘頂いたように、先進的なリモートセンシングのようなものを使っているというのもありますし、そこまでいなくても、例えば民間の宅配業者に委託をして、配達して回っているときに何かあったら教えてもらうといったやり方もあると聞いています。

さらに言えば、通報窓口のようなものを設けて、市町村や近隣の住民などから、危なく崩れそうになっているといった通報を受け付けるなど、恐らくいろいろなやり方で工夫されている地方公共団体があるのだらうと思っておりますので、できるだけ多岐なものを拾い上げたいと考えております。当然地方公共団体の規模によって、ここまでならできがこれ以上はできないというのもあると思っておりますので、そういった意味でいろいろな選択肢を提供できるような形で情報を拾ってこられればいいと思っております。

以上です。

(山形評価監視官) 野生動物の関係で若干回答申し上げます。

まず、岩崎委員から外来種の過去の調査を事例に挙げて、類似の調査の蓄積があるという御指摘がございました。もちろんこういった得られている知見がございますので、しっかり調査に活用していきたいと思えます。

次に、深谷臨時委員から御指摘のあった、クマの管理について、管理に係る人材育成のハードルも高いし、どこまでコストをかけるかという行政側が対応できるニーズを調査の観

点としてしっかり認識をして進めていきたいと思います。

以上です。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは、特にコメント等ないようでしたら、時間の関係もありますので、次の議題に進ませていただきます。

議題4、最近実施した行政運営改善調査の結果について、事務局から御説明をお願いいたします。

(尾原企画課長) それでは、行政運営改善調査の結果の概要について御説明を申し上げます。企画課長の尾原です。

資料5を御覧ください。資料5の表紙に三つの調査件名を記載しております。

まず1件目、民生委員・児童委員による証明事務に関する調査です。調査の背景ですが、民生委員・児童委員、これは無報酬のボランティアとして、地域での生活や福祉全般に関する相談対応・支援、地域福祉活動などの社会福祉の増進を図る活動を行っておられます。民生委員の担い手の確保が課題になっておりますが、その中で、民生委員の活動の一つである証明事務、これは民生委員が担当地域の住民の生活実態などを十分に把握していることが前提になっておりますが、地域における人間関係の希薄化など環境が大きく変化してきておりまして、証明の内容や、住民との面識の有無によっては、民生委員、そして住民の方、双方にとって負担となっているという指摘もありました。こうした背景を基に調査を行いました。

下の主な調査結果ですが、まず、証明事務に係る負担の実態ですが、民生委員の方々からは、事実婚の解消など事実把握が難しいことを証明することに不安を感じる、あるいは初対面の者から生活実態を聴取することに負担を感じるといった御意見がございました。また、市町村からは、生活実態などを十分に把握していない住民からの依頼を民生委員が断るとトラブルに発展する可能性があるといった意見も聞かれました。

実際の証明事務について見たところ、まず一つ目、国の法令・通知などに基づく証明事務ですが、ほかの公的書類などで事実確認が可能であるにもかかわらず、民生委員により証明が行われていた事例や、あるいは公的書類などでは事実確認できない場合のみ民生委員による証明を求めるといった運用があるにもかかわらず徹底されていないといった事例がございました。

また、二つ目に、地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務の中には、規定等を見直し

て、業務システムなどの行政情報の連携や、あるいは公的書類などで民生委員による証明を求めなくても事実関係を確認しているといった好事例などがありました。

こういったことを踏まえて、総務省からは関係府省に対して次のような意見を通知しました。まず一つ目として、証明事務の廃止や、運用の見直しなど必要な措置を講ずること、それから地方公共団体による見直しの参考とするために、民生委員による証明を求めずとも事実関係を確認している事例などを収集して情報提供することです。また、この調査対象手続以外の手続についても、民生委員による証明事務の見直しが望まれますので、各府省に対しては、この調査結果を参考に連絡しました。

続いて、2件目、倒木による停電予防のための樹木の事前伐採に関する調査結果です。調査の背景ですが、台風などで倒木による送配電線の断線などによって停電が発生すると住民生活に大きな影響が生じますが、一般送配電事業者や地方公共団体はこれに対して迅速な対応を取ることに苦慮している状況がございます。こうした中で、停電予防のための樹木の事前伐採は有効な手段とされておりますが、現状では倒木による停電被害を経験した地方公共団体では事前伐採を行うケースは多いですが、実際には停電予防の対策としては十分に普及しているとは言い難い状況にありました。

主な調査結果ですが、まず一つ目の事項として、事前伐採の必要性の検討に向けた情報共有等ではありますが、府県が市町村と事業者の情報共有の場を設けることで、事前伐採の取組事例が見られた一方で、事業者からの情報共有があれば市町村における事前伐採の検討が進展した可能性があるといった事例が見られました。

また、下のほうの二つ目の事項ですが、事前伐採に係る事務分担や費用負担についてですが、伐採箇所の選定以外の事務や費用を市町村が負担する事例が多く見られた一方で、伐採箇所の所有者の特定に役立つ情報を提供したり、費用を折半したりするなど、事業者が負担などをしている事例も見られました。

こういった実態を踏まえて、総務省としては、事前伐採の必要性の検討は地方公共団体を中心に行われることが多いですが、その際に、具体的な倒木による停電リスクを地方公共団体が把握することが必要であろうということと、事前伐採は地方公共団体と事業者、双方が受益する取組であるということが双方にとって認識される必要があるという考え方に立って、真ん中の総務省の主な意見ですが、これはいずれも経済産業省に対してのものです。まず一つ目として、関係府省と連携しつつ、地方公共団体と事業者に対して、事前伐採に係る情報共有の機会を適時に設けるよう促すこと、次に、事業者に対して、地方公共団体が事前

伐採の必要性を検討する上での具体的な情報を整理して、地方公共団体に提供するように促すこと。最後に三つ目として、地方公共団体と事業者に対して、事前伐採は当事者が共に受益する取組であり、相応の事務分担、費用負担の協議を経て、両者の主体的な協力によって実施される旨を周知すること、そして、事務分担、費用負担の具体的な事例を収集して提供することを通知しました。

最後に、3件目ですが、住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査結果です。

まず、調査の背景ですが、これから、高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高くなっていくと見込まれておりますが、賃貸人の方の中には、住宅確保要配慮者の入居について、孤独死や死亡時の残置物処理、家賃滞納などに対する懸念を持っている方が多くおられる状況がございます。こうした状況を踏まえて、入居前の相談対応から入居中、退去時までの切れ目のない支援体制の構築を図るために、昨年の6月に住宅セーフティネット法が改正されました。これによって国土交通省の単独の法律所管から国土交通省と厚生労働省の共管の法律に変更されました。

この改正法の中では、都道府県や市区町村における居住支援協議会の設立の努力義務化と、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備が規定されました。国土交通省と厚生労働省は改正法の施行に向けて、現在も地方公共団体における居住支援の取組を支援するための方策についての検討をされておりますが、その検討に資するための情報を提供するという事で今回調査を行ったものです。

主な調査結果ですが、まず一つ目として、協議会設立について未検討の市が多数見られました。その理由としては、協議会の設立手順や都道府県協議会と市区町村協議会との役割分担がよく分からないという話や、あるいは類似の会議体が既にありますので、既存の会議体を活用してほしいといった意見が聞かれました。

次に二つ目として、住宅部局と福祉部局の連携についての必要性の認識が両部局で異なっている事例が散見され、また、適切な連携がなされずに支援が遅れていたと考えられる事例も把握されました。

また、三つ目として居住支援法人の活動に対する市区町村の理解が不足をしていて、市区町村との関係の構築に苦慮している居住支援法人がありました。その関係で都道府県が居住支援法人の指定事務によって、その法人の情報を把握しておりますので、そういった情報の提供をしてほしいといった市町村、あるいは法人が多数見られました。こういったことを踏まえて、総務省からは国土交通省、厚生労働省に対して意見を通知いたしました。

まず一つ目として、協議会の設立手順などの周知徹底に加えて、既存の会議体を活用した設立・運営が可能であるといったことを明確化して、市区町村に提示をしていただきたいということ、次に、市区町村の各部局が共有可能な情報の例、また、そういった情報を活用して実施することが期待される取組例を市区町村に提示していただきたいということ。三つ目として居住支援法人に関する情報を市区町村に提供するよう都道府県に促していただきたいといったことを通知しました。

3件についての説明は以上になります。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは、御意見、質問等ありましたら伺いたいします。いかがでしょうか。

それでは、田邊会長代理、お願いします。

(田邊会長代理) こちらの行政運営改善調査は結果が出ていますので、これをできるだけ早く適切にフィードバックすることが何よりも重要なことだと考えております。かつ、今回行ったものは、割と従来からの行政調査の中で、行政評価局が得意としている領域に近いのではないかと考えます。要するに手続が煩雑になっているから、結論としては簡素にせよという勧告に向けての調査という部分が恐らく民生委員・児童委員の調査はそうだと思います。倒木による停電予防のための事前伐採に関しても、要するに関係者があらかじめ協議しておくという方向に向けた調査というので裏づけがきちんと取れているものですし、住宅確保要配慮者への居住支援の住宅部局と福祉部局の連携に関しても、恐らく、実際問題としては協議体を作るか否かは、協議体を作るという形で規定はしていますが、これは地域包括ケアの中に入れ込めば似たような協議会はたくさんありますので、それをどれか使っていいので早く動いてくださいという勧告なのだろうと思います。どれも非常に、恐らく現場にとってのボトルネックをきちんと指摘して、それを上のほうの府省に上げて、素早く対応できるようにという流れを適切にたどって、それで改善に向けるという点で、良い調査と勧告ではなかったのかと私自身は評価していることを申し上げたいと思います。

この手のものは、若干規模は小さいですが、やはりスピードを持ってボトルネックを改善していくことが非常に重要な部分になろうかと思しますので、そこを今後の調査においても、適宜御対応いただければと思う次第です。

(市川会長) ありがとうございました。それではほかに御意見等ありましたら。

伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員) 調査結果の御報告ありがとうございました。結果もごもつともなものだと

思います。やはり複数の府省にまたがってやや縦割りになっている部分を課題として今回の調査でうまく指摘されていると思いますし、総務省の意見を特に拝読していたのですが、それぞれでできればいいということを思いつつ、では次どうするという点がなかなか難しいのかと思います。

例えば住宅確保要配慮者への居住支援に関して、実際に協議会や手順を確立するということを通知した後、やはりどのぐらい対応ができたのかということもフォローいただきたいのと、やはりこのような調査結果の課題は、恐らく現場は重々に把握しているが、取り組めていないという点だと思います。この課題はもちろん、向こうも通知されるまでもなく分かっているところもあるかもしれないが、どうすればいいかが分からないという、その次の一手という点について、何か政策評価の中で、評価するだけではなくて、改善提案ということができ得るのであれば、この調査結果をより生かしていただきたいと思っております。

単純にコメントですので、何か持ち帰っていただければと思いますし、やはり相互の、特に府省横断的なことについては、一定の人事交流などを踏まえて、お互いの立場をまず理解することも必要ではないかと思います。それぞれがそれぞれの部屋の中でお互いの意見だけをぶつけ合っている余り効果がないと思いますので、次の一手を併せて御提案いただけるとよろしいかと思います。

以上です。

(市川会長) ありがとうございました。

それでは、深谷臨時委員、お願いします。

(深谷臨時委員) 深谷です。1点だけ。

こういった調査を実施したことによって、例えば民生委員・児童委員などですが、行政委嘱委員のような方々が重要な仕事をしているということを振り返る機会になるのではないかと思います。現在は、地域のネットワークであつたり、人的関係が薄くなっていたり、いろいろ課題はあるかもしれないのですが、やはりこういった仕事が重要だということをきちんと前向きに保っていけるような調査活用といった方向に向かえるとよいかと思いました。これは感想です。

以上です。

(市川会長) ありがとうございました。それではほかに御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

事務局、特に追加でお答えありましたらお願いいたします。

(尾原企画課長) 大変前向きなコメントを頂きました。ありがとうございます。田邊先生から規模が小さいものでもスピード感を持って改善していくことが重要だというコメントを頂きましたが、このスピードの部分は、この令和3年の政策評価審議会提言でも言われておりますが、そこは本当に意識して今後も取り組んでいきたいと思っております。

それから、実際に通知などした後の各府省はどのぐらい対応できたのか、その先のアウトカムの部分も含めてどのように効果が出たのかという点のフォローについては、これは必ずフォローすることにしておりますが、そこでまた何かうまくいっていないことも当然出てくる可能性はありますので、そのこの部分の対処の仕方も我々はよく考える必要があるかと思っております。

以上です。

(市川会長) ありがとうございます。

今日は非常に盛りだくさんの議案でしたが、皆様から貴重な御意見を頂きました。私もまだ不慣れですので、いろいろと勉強するところがたくさんあるのですが、今のお話聞いていて、例えば、住宅確保要配慮者への居住支援に関して、高齢者の方は所得がないために貸家がなかなか借りられないのが実態として出てきているというのを、私も住宅の仕事している関係でお聞きします。国土交通省も対応策を講じていますが、直接住宅確保要配慮者の方々の声を聞くのは大変だと思いますので、調査の際地方公共団体とお話しされるときに、実際に使われている方たちの意見や窓口の方から実態はどうかということも、是非プラスアルファで聞いていただけたら、理解も深まるかという気もしますので、よろしく願いしたいと感じました。

本当に貴重な御意見をたくさん頂き、私も非常に不慣れなところ今日は議長を務めさせていただきました。

それでは、最後に事務局からお願いいたします。

(菅原行政評価局長) 行政評価局長の菅原です。

本日、新体制での第1回の会議ということで、議題も盛りだくさん、資料も非常に分厚い中で、しっかり予定時間まで御議論を賜りました。委員の皆様には叱咤激励も含めて、貴重な御意見を頂きましてありがとうございます。

政策評価については、説明がありましたが、令和5年3月の政策評価に関する基本方針の見直しから3年目となりますので、これまでの取組を振り返りまして、各府省の取組を後押しする、更なる方策を検討してまいります。部会、ワーキング・グループを中心に御議論を

お願いしたいと考えております。

また、行政運営改善調査については、本日も4件の新規テーマについての御意見を頂き、また3件の調査結果について御報告をいたしました。令和3年3月の政策評価審議会提言で言われております「役に立つ、しなやかな、納得できる」調査となりますように、本日頂きました御意見も踏まえてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。引き続き御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

(市川会長) それでは、本日の議題は全て終了しました。ウェブで参加の委員の方、ありがとうございました。

以上をもちまして、第43回政策評価審議会と第42回政策評価制度部会の合同会合を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(以上)